

# 第二次小千谷市環境基本計画

～人間と自然との共生の下で  
恵み豊かな環境を将来に伝える～

平成28年度～平成37年度



## ○ 計画の位置づけ

本計画は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、小千谷市総合計画を環境面から推進する個別計画として位置付けられるものです。

## ○ 計画の期間

本計画の期間は平成28年度（2016年4月）から平成37年度（2025年3月）までの10年間です。

## ○ 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は次のとおりとします。

- ① 自然環境 森林、農地、水辺環境、水資源、生態系、自然とのふれあい など
- ② 生活環境 歴史・文化、まちづくり、都市景観、公害、化学物質、廃棄物 など
- ③ 地球環境 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネルギー、新エネルギー など
- ④ 環境保全活動 環境情報、環境教育、環境学習、人材の育成 など

## ○ 各主体の役割

今日の環境問題は、私たちの日常生活や社会経済活動に起因する問題が多いことから、市民・事業者・市がそれぞれ責任と役割を認識し、相互が連携・協力していくことが重要です。各主体に求められる役割は次のとおりです。

### （1）市民（市民団体を含む）の役割

- ① 日常生活における環境への負荷低減に努めます。
- ② 環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に参加・協力します。

### （2）事業者の役割

- ① 事業活動を行うに当たっては、公害の防止及び自然環境の保全に努めます。
- ② 再生資源など環境に配慮した原材料などの使用に努めます。
- ③ 市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力します。

### （3）市の役割

- ① 環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ② 市の事務事業の実施には、率先して環境への負荷低減に努めます。
- ③ 広域的な施策の取組みは、国や他の地方公共団体と協力して実施します。

## 第二次小千谷市環境基本計画（概要版）

平成28年3月策定

発行 小千谷市 市民生活課

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
TEL 0258-83-3509  
FAX 0258-82-8664  
URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp>  
e-mail [shimin@city.ojiya.niigata.jp](mailto:shimin@city.ojiya.niigata.jp)

平成28年3月

新潟県小千谷市

# 基本目標 人間と自然との共生の下で

## 基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく

### 望ましい環境像 四季の豊かな自然を育て、水辺やみどりとのふれあいを大切にすま

当市は信濃川の水辺や森林など四季折々に変化する豊かな自然に恵まれています。これらの環境を守り育て、市民が自然とふれあえる空間を確保することが大切です。

良好な環境を人間だけでなく、動植物と共生していることを認識し、将来次世代に引き継いでいく社会をつくっていきます。

### 施策の方向

- 森林の保全
  - 森林の荒廃防止と公益的機能の維持保全
  - 適切な施業と地元林産物の利用
- 農地の保全・活用
  - 地産地消型農業の推進と農業後継者の育成
  - 市民農園の有効活用と良好な農地の保全
- 水辺環境の保全
  - 信濃川の河川環境の保全
  - 河川や池沼など自然とふれあえる水辺環境の維持
- 水資源の保全
  - 節水及び雨水など水の有効利用の推進
  - 地下水の保全と適正利用の啓発
- 生態系の保全
  - 生態系の適切な保全と外来動植物の生息状況の把握
  - 有害鳥獣による人的及び農作物被害の未然防止
- 自然とのふれあいの推進
  - 遊歩道の文化財としての保存とふれあいの場としての提供
  - 自然観察会など自然を学ぶ取組みの推進

### 市民・事業者の取組（例）

- 所有森林の適切な管理
- 地元農産物の率先した購入
- 農地の有効活用による耕作放棄地の拡大防止
- 河川等の清掃美化活動への参加
- 節水及び水の再利用の推進
- 地下水の適正利用
- 農薬や化学肥料の適正使用
- 野生動物が生息できる里山環境の維持保全
- 自然観察会や生物調査への参加・協力

## 基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく

### 望ましい環境像 一人ひとりがムダをなくす努力をし、地球へのやさしさを感じるまち

地球温暖化は、人の日常生活や事業活動による資源・エネルギーの大量消費などを繰り返して来た結果といえます。これまでのライフスタイルを見直し、環境にやさしいエネルギー利用や資源を有効活用するなど温室効果ガスの排出削減の取組みを進めることが大切です。

市民一人ひとりが地球環境を意識し、地球にやさしい低炭素社会をつくっていきます。

### 施策の方向

- 地球環境問題への対応
  - 行政の先導的な地球温暖化対策の推進
  - 省エネルギー機器の導入及び公共交通機関の利用促進
  - フロンなどオゾン層破壊物質の適正な回収及び処理
- 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進
  - 家庭や事業所での省エネルギー行動の推進
  - 市有施設での省エネルギー対策の取組み
  - 環境特性を踏まえた新エネルギー利用の検討

### 市民・事業者の取組（例）

- 地球温暖化、酸性雨問題に対する意識の高揚
- 二酸化炭素の吸収源である森林の維持管理及び植林
- フロン使用製品の適正な処理
- 低燃費車、低公害車の購入促進
- 省エネルギー型機器の導入促進
- 徒歩や自転車による移動や公共交通機関の利用促進
- 節電など省エネルギー行動の取組み
- 太陽光発電などの新エネルギー導入の検討

# 恵み豊かな環境を将来に伝える

## 基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

### 望ましい環境像 人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、潤いをもって暮らしていけるまち

おいしい空気、きれいな水のある豊かな自然に恵まれた環境を維持するためには、人が日常生活や事業活動を通じ環境への負荷を軽減することが大切です。

市民一人ひとりがこのことを認識し、豊かでゆとりある環境への負荷が少ない循環型社会をつくっていきます。

### 施策の方向

- 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進
  - 歴史的・文化的資源の保存・活用
  - 公園など身近な緑地の整備及び維持管理
- 公害のないまちづくりの推進
  - 環境汚染の未然防止のための継続的な調査・監視
  - 産業活動で発生する土壌汚染や化学物質の適切な届出・報告の周知
  - 社会活動に伴う騒音・振動の継続的な調査・監視
  - 公害防止条例に基づく協定締結による公害の未然防止
  - 環境情報の収集と市民への提供
  - 放射線量の定期的な測定
- 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進
  - ごみ発生抑制、分別徹底、生ごみの削減によるごみ減量化推進
  - 3R運動の推進による資源の循環利用の促進
  - 不法投棄の早期発見・早期対応

### 市民・事業者の取組（例）

- 郷土芸能や文化行事などの文化的資源の保存・継承
- 公園などの美化清掃作業や維持管理活動への参加
- 野焼きの禁止
- 環境に配慮した自動車運転の実施
- 廃棄物の適正処理
- グリーンコンシューマー運動への参加・協力
- 資源物集団回収などのリサイクル運動への取組み
- グリーン製品の積極的な使用

## 基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

### 望ましい環境像 みんなが環境に対する高い意識を持ち、お互いに助け合い行動するまち

今日の環境問題を解決するためには、私たちが当事者である認識の下に、現状を理解し、市民・事業者・市が協働してできることから行動していくことが大切です。

各主体が共に助け合い学び合い、環境の保全に対し責任と役割を果たすことができる社会をつくっていきます。

### 施策の方向

- 環境情報の共有
  - 環境情報の定期的な提供
  - 市民・事業者・市の環境情報の共有の促進
- 環境教育・環境学習の推進
  - 市立学校での環境教育全体計画の作成、見直し
  - 幼児期における自然とのふれあいの取組み
  - 勉強会やイベントによる環境意識向上の推進
  - 環境教育・保全活動の指導者の把握・育成
- 地域における環境活動とパートナーシップの推進
  - 地域の環境保全団体への支援及び協働の取組み

### 市民・事業者の取組（例）

- 地域の環境保全活動への参加
- 家庭や事業所での取組みの情報発信
- 各学校の環境活動への参加・協力
- 家庭やサークルなどによる環境教育・学習の実施
- 市や市民団体が行う、環境学習等への参加・協力
- 環境教育に関する指導者の育成への参加
- 緑の少年団活動などへの参加・協力